

令和8年度相談支援従事者現任研修実施要項

1 研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援に従事する者の資質向上等を目的として、群馬県相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき、相談支援従事者現任研修を実施します。

2 実施主体

群馬県（委託先：有限会社プログレ総合研究所）

3 研修日(動画配信期間+演習3日間+OJT2回) 及び会場

	日程	会場
講義 (動画配信)	10月22日(木)～11月6日(金)	
演習及び OJT	【A日程：40名程度】 <演習> 1日目：11月27日(金) 2日目：12月23日(水) 3日目：1月29日(金) <OJT> 1回目：11月30日～12月16日の間で1回 2回目：12月24日～1月22日の間で1回 【B日程：40名程度】 <演習> 1日目：12月11日(金) 2日目：1月19日(火) 3日目：2月17日(水) <OJT> 1回目：12月14日～1月12日の間で1回 2回目：1月20日～2月10日の間で1回	<演習> 県庁会議室 (前橋市大手町1-1-1) 群馬県高崎合同庁舎会議室 (高崎市台町4-3) <OJT> 後記「5 OJTの実施について」を参照 ※状況によって変更になる 可能性があります

※令和7年度は、やむを得ず欠席された方を対象とした後日受講の機会を試行的に設けておりましたが、令和8年度以降は実施しませんので、ご注意ください。

4 研修内容

研修は、別紙「令和8年度相談支援従事者現任研修カリキュラム」に基づき実施します。

5 OJTの実施について

意思決定支援の実践、高齢障害者への対応、サービス等利用計画の質の向上及び障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、群馬県が実施する相談支援従事者現任研修では、OJTを実施します。

実施方法は以下のとおりです。なお、受講先の選定は、実施主体が行います。

(1) OJTの受講先

- ①受講生がOJTを受ける場所は、受講生の勤務先住所の基幹相談支援センター（以下「基幹」という。）又は委託相談支援事業所（以下「委託」という。）となる。
- ②受講生が勤務していない場合は、受講生の住所地の基幹又は委託となる。
- ③OJT受入れ先の調整により、勤務先住所地や受講生の住所地ではなく、近隣市町村の基幹又は委託となる可能性がある。

(2) 実施内容（予定）

- 1回目：受講生の課題に対するスーパーバイズ
- 2回目：地域の相談支援体制及び市町村（自立支援）協議会への参加等
- ※各回のOJTを実施することに「インターバル報告書」を作成していただきます。作成した報告書は、演習の際に使用します。

(3) OJTの受講先の通知方法

受講決定時に、各受講者に対して受講先を通知します。

(4) 演習の実施日程・時間 ※各日程とも計2回（1回あたり2時間以上）実施

【A日程】

令和8年11月30日～12月16日の間で1回

令和8年12月24日～1月22日の間で1回

【B日程】

令和8年12月14日～1月12日の間で1回

令和9年1月20日～2月10日の間で1回

6 受講対象者

都道府県が行う相談支援従事者初任者研修を修了した者（令和8年度の初任者研修受講者及び令和2年度以前の初任者研修修了者で現任研修未受講者を除く）のうち、「指定相談支援事業所等において相談支援事業に従事しており、一定の経験を有する者」。

具体的には、今回の現任研修の受講が初回である場合は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降である場合は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする（下表のとおり）。

※「相談支援の実務経験」とは、児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは障害者総合支援法第五条第十九項に規定する相談支援の業務を指します。

【受講要件（実務経験に関するもの）】

現任研修の受講	要件
初回	過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること
2回目以降	過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること 又は現に相談支援業務に従事していること

※相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度ごとの各年度の末日までに1回以上、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

＜例＞令和３年度に初任者研修を修了。

令和８年度末までに現任研修を受講しなかった場合は、相談支援専門員の資格は失効。

→相談支援専門員として従事する場合は、再度「初任者研修」の受講が必要です。

令和３年度	令和４年度 (修了年度の翌年度)	→	令和８年度
初任者研修終了	初年度	→	５年度目

7 募集定員

８０名

8 申込方法、提出期限等

令和８年９月２４日（木）【消印有効】までに、次の（１）郵送及び（２）電子メールにより「９ 申込先」へ提出してください。（郵送及び電子メールは両方必要となります）なお、同一事業所で複数の申込をする場合は、取りまとめて提出してください。封書には「現任研修申込書類在中」と朱書きしてください。

＜提出書類＞

※（１）郵送と（２）メールの両方を提出すること。いずれか一方の場合は、受理しないので、特に留意すること。

（１）郵送により、次の書類を提出する。

※①から③が全て揃っていない場合には受理しません。

①受講者推薦・申込書（様式１）

②過去の修了証書の写し

- ・直近に受講した相談支援従事者現任研修の修了証書の写しを添付すること。
現任研修の受講歴がない場合は、相談支援従事者初任者研修の修了証書の写しを添付すること。

③返信用封筒（受講可否通知の送付に使用します。）

- ・角形２号（24cm×33.2cm）の封筒に１８０円切手を貼付すること
- ・返信用封筒には、返信先の住所、所属事業所名及び申込者名（複数の場合は代表者名）を明記すること。

（２）電子メールにより「受講者推薦・申込書」（エクセルファイル）のみを提出する。

- ・エクセルファイルのまま送付すること。（押印は不要です。）
- ・ファイル名は「事業所名 受講申込書（様式１）」として提出すること。
- ・電子メールの件名を、必ず「【現任研修】」及び「申込者名（事業所名）」と記載すること。（例：【現任研修】群馬 太郎（相談支援事業所ぐんま））

＜受講申込にあたっての留意事項＞

受講申込書に記載された氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、誤りのないように記載してください。

<申込書様式等の掲載先>

- ・群馬県
群馬県トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>研修案内・ボランティア募集等>令和8年度相談支援従事者現任研修を開催します
URL：<https://www.pref.gunma.jp/page/770777.html>
- ・委託事業者
藤仁館医療福祉カレッジHP>トップページ中段の「講座一覧」群馬県委託研修>群馬県障害福祉従事者等研修>相談支援従事者 現任研修
URL：<https://www.omiya-fukushi.co.jp/>

9 申込先

- (1) 郵送先
〒370-0045
群馬県高崎市東町70-11 1階
有限会社プログレ総合研究所
群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて
- (2) 電子メール
有限会社プログレ総合研究所
Eメール：g-shougai@omiya-fukushi.co.jp

10 受講料および支払方法

- (1) 受講料
- ① 18,000円(研修費用)
 - ② 3,410円(テキスト代・税込)
- ※使用テキスト
改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編(2025年2月発行)
※令和7年度より、使用テキストが改訂されておりますので、御注意ください。
なお、テキストは、同一事業所内で購入済みである場合などは、購入しないことも可能です。
- ※テキストの申込方法は受講決定通知に同封します。
- ※その他、研修に係る旅費、申込書の提出やテキスト発送に係る郵送料などは各事業所等が負担してください。
- (2) 支払方法について
- ① 受講決定通知に同封する振込書にてお支払いください。なお、振込書の控えは、振込したことを証明するものになりますので、大切に保管してください。
 - ② 受講決定通知に同封する案内に従ってお支払いください。
- ※研修の辞退、欠席、遅刻、修了の可否等による受講料の返金は致しません。

11 受講者の決定

群馬県が受講者を決定し、委託事業者が受講決定可否を郵送でお知らせします。

■発送予定日：令和8年10月16日(金)

※受講決定可否の通知が10月23日(金)の午前中を過ぎても届かない場合は、お手数ですが、下記17の問い合わせ先までご連絡ください。

12 課題の提出

受講決定時に別途通知します。

13 修了証書の交付

12に定める課題を提出し、全課程を修了した受講者に対しては、修了証書を交付します。

※修了証書の再発行は行わないため、紛失しないように留意すること。

14 研修修了者の市町村への情報提供について

群馬県では、県内における相談支援の提供体制の整備を推進し、相談支援事業所に従事する相談支援専門員の確保を図るため、同意の得られた受講者については、市町村へ当該市町村の区域内に所在する事業所に所属する本研修修了者の情報（所属法人名、所属事業所名及び修了者氏名）を提供しております。ご理解とご協力をお願いします。

15 感染症対策

感染症の拡大防止の観点から、発熱、咳、全身倦怠感などの症状のある方は受講を控えてください。

16 その他留意事項

- (1) 原則、遅刻は認めません。天候や駐車場の混雑等を考慮し、早目の対応をお願いします。
- (2) 原則、受講中の退席は認めません。なるべく休憩時間に対応するほか、体調不良などの場合は係員等に申し出てください。
- (3) 講義（動画含む）の録音、録画、撮影は禁止します。
- (4) 著しく受講態度が悪い（私語、居眠り、携帯電話の使用等）方は、修了と認めませんので、注意してください。
- (5) OJTは、2日間受けることが必須です。OJTを受講せずに講義及び演習を受講しても、修了と認めません。
- (6) 座席の配慮等が必要な場合は、事前にご相談ください。

17 受講申込書の送付先及び研修に関する問い合わせ先

〒370-0045

群馬県高崎市東町70-11 1階

有限会社プログレ総合研究所 群馬県障害福祉従事者等研修事業担当

電話番号：027-330-2690

Eメール：g-shougai@omiya-fukushi.co.jp